平塚市施設型給付費・地域型保育給付費にかかる加算（調整）認定要綱

(趣旨)

第１条　この要綱は、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準(平成２８年内閣府告示第１１９号)」に定める公定価格の基本加算部分、加減調整部分及び特定加算部分(以下「各種加算等」という。)の認定に必要となる手続きを定めるものとする。

(各種加算等の認定の要件)

第２条　各種加算等の認定の要件は、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」(平成２８年８月２３日府子本第５７１号・２８文科初第７２７号・雇児発０８２３第１号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「留意事項」という。)に定めるもののほか、別表第１に定める認定要件によるものとする。

(申請)

第３条　子ども・子育て支援法(平成２４年法律第６５号。以下「法」という。)第２７条第１項に定める特定教育・保育施設の設置者及び法第２９条第１項に定める特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設設置者等」という。)が、各種加算等の認定を受けようとするときは、市長が定める日までに、留意事項に定めるもののほか、別表第２に定める当該施設又は事業の区分に応じた施設型給付費及び地域型保育給付費にかかる加算（調整）【適用申請・変更申請・実績報告）書】(第１号から第８号様式まで。以下一括して「申請書等」という。)に、各種加算等の認定に必要な資料を添えて、市長に提出するものとする。

(各種加算等の認定)

第４条　市長は、前条の規定による申請書類の提出を受けたときは、その内容を確認し、適当と認めるときは施設型給付費及び地域型保育給付費にかかる加算（調整）認定通知書(第９号及び第１０号様式。以下一括して「通知書」という。)により、適当と認めないときはその旨を通知するものとする。

(年度当初における処遇改善等加算に係る加算率の適用)

第５条　年度当初から神奈川県知事が認定した「処遇改善等加算に係る加算率（以下「加算率」という。)」が適用されるまでの間における加算率は、前年度に認定された加算率を適用するものとする。ただし、前年度の加算率が認定されていない施設又は事業所にあっては、加算率の算定に必要となる資料を市長に提出するなどし、これにより見込まれる加算率を適用するものとする。

(状況報告)

第６条　第４条の規定により認定を受けた特定教育・保育施設設置者等は、毎月速やかに、各月初日及び月途中に入所又は退所した児童の数(市外に在住する児童を含む。)並びに各月初日の職員の配置状況が確認できる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、公簿によって確認できる場合はこの限りでない。

(各種加算等の変更)

第７条　市長は、別表第３に掲げる各種加算等について、前条の報告を受け、既に認定した状況が変わったことを把握したとき、又は利用定員を変更したことを把握したときは、職権により各種加算等の適用の有無を変更できるものとする。

２　前項の場合を除き、認定を受けた後に、各種加算等のうち新たな項目の要件に該当することになったとき、又は認定を受けた各種加算等の要件に該当しなくなったときは、特定教育・保育施設設置者等は、申請書等に必要な添付資料を添えて市長に提出するものとする。

(変更の認定)

第８条　市長は、前条の規定による申請書類の提出を受けたときは、その内容を確認し、適当と認めるときは通知書により、適当と認めないときはその旨を当該申請書類を提出した特定教育・保育施設設置者等に通知するものとする。

第９条　第４条の規定により認定を受けた特定教育・保育施設設置者等は、翌年度４月末日までに、別表第４に掲げる加算の区分に応じた実績について、必要な資料を添えて市長に報告しなければならない。

(是正指示)

第１０条　市長は、法第３８条第１項の規定に基づき、各種加算等の申請の内容に是正すべき点があると認めるときは、特定教育・保育施設設置者等に必要な是正を指示することができる。

(委任)

第１１条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、決裁の日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

　　　附　則

　この要綱は、決裁の日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

　　　附　則

　この要綱は、決裁の日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

　　　附　則

　この要綱は、決裁の日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則

　この要綱は、決裁の日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則

　この要綱は、決裁の日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

別表第１(第２条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 加算（調整）項目 | 認定要件 |
| 療育支援加算 | 「市町村が認める障害児」とは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童、発達検査の判定結果がＩＱ（ＤＱ）７０以下の児童、若しくは特別児童扶養手当支給対象児童とする。 |
| 障害児保育加算 |
| 主幹教諭等専任加算 | 「障害児（軽度障害児を含む。）」とは、療育支援加算又は障害児保育加算の認定要件となる児童とする。 |
| 主任保育士専任加算 |
| 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合 |
| 事務職員雇上費加算 |
| 高齢者等活躍促進加算 |
| 施設機能強化推進費加算 |
| 第三者評価受審加算 | 「市町村が認める第三者機関」とは、社会的養護関係施設第三者評価機関認証基準を満たして、都道府県推進組織による第三者評価機関の認証を受けた機関とする。ただし、幼稚園及び認定こども園（教育標準時間認定1号に限る）についてはこの限りではない。 |

別表第２(第３条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設又は事業の区分 | 申請書の名称 | 様式番号 |
| 幼稚園 | 施設型給付費にかかる加算（調整）【適用申請・変更申請・実績報告）】書（幼稚園） | 第１号様式 |
| 保育所 | 施設型給付費にかかる加算（調整）【適用申請・変更申請・実績報告】書（保育所） | 第２号様式 |
| 認定こども園 | 施設型給付費にかかる加算（調整）【適用申請・変更申請・実績報告】書（認定こども園） | 第３号様式 |
| 家庭的保育事業 | 地域型保育給付費にかかる加算（調整）【適用申請・変更申請・実績報告】書（家庭的保育事業） | 第４号様式 |
| 小規模保育事業A型・B型 | 地域型保育給付費にかかる加算（調整）【適用申請・変更申請・実績報告】書（小規模A型・B型） | 第５号様式 |
| 小規模保育事業C型 | 地域型保育給付費にかかる加算（調整）【適用申請・変更申請・実績報告）書】（小規模C型） | 第６号様式 |
| 事業所内保育事業 | 地域型保育給付費にかかる加算（調整）【適用申請・変更申請・実績報告）書】（事業所内保育事業） | 第７号様式 |
| 居宅訪問型保育事業 | 地域型保育給付費にかかる加算（調整）【適用申請・変更申請】書（居宅訪問型保育事業） | 第８号様式 |

別表第３(第７条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 施設又は事業の区分 | 加算の名称 |
| 幼稚園 | ３歳児配置改善加算満３歳児対応加配加算講師配置加算チーム保育加配加算事務職員配置加算指導充実加配加算事務負担対応加配加算 |
| 保育所 | ３歳児配置改善加算チーム保育推進加算事務職員雇上費加算 |
| 認定こども園 | 学級編制調整加配加算３歳児配置改善加算満３歳児対応加配加算講師配置加算チーム保育加配加算事務職員配置加算指導充実加配加算事務負担対応加配加算 |
| 家庭的保育事業 | 資格保有者加算家庭的保育補助者加算 |
| 小規模保育事業A型・B型 | 保育士比率向上加算 |
| 小規模保育事業C型 | 資格保有者加算 |
| 事業所内保育事業 | 保育士比率向上加算 |
| 居宅訪問型保育事業 | 資格保有者加算 |

別表第４(第９条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 加算項目 | 報告様式 |
| 休日保育加算 | 施設又は事業の区分ごとに、第１号様式から第８号様式により報告する。 |
| 高齢者等活躍促進加算 |
| 施設機能強化推進費加算 |
| チーム保育推進加算 |